



【2007.07.13】 <TOIPCS>

■ 労働審判制度1年 8割が解決！

－労使紛争解決の手段として、一定の成果－

◇ 労働審判制度は、昨年4月の開始以来、1100件を超す申し立てがあり、手続きが終わったうちの約8割が解決しており、労使紛争解決の手段として、一定の成果があったと思われます。

◇ 労働審判では、裁判官1名と企業や労働組合から任命を受けた審判員2名の計3名で審理を担当します。申し立て内容でもっとも多いのは、解雇に関するものです。その他の申し立てとしては、賃金に関するもの、退職金に関するものや、セクハラなどに関するものがあげられます。原則3回の審理で解決をするという「スピード解決」がモットーであるため、事前にいかに証拠や争点の整理するのかがポイントとなります。

◇ 昨年1年間の申し立て件数は1163件。そのうち終了したものが919件、うち解決したものが711件となっています。解決までに要した期間も、全国平均74.2日であり、当初3～4ヶ月程度と見込まれていたことを考えると、まずまず順調な滑り出しであるということが出来ます。

◇ 申し立て内容として最も多いのは、「解雇」に関するものですが、これは、労働者の意思に反し、使用者より解雇を言い渡され場合、労働者がその解雇の無効、つまりその会社の従業員であるという地位の確認、及びその間の賃金の支払いを求めて申し立てをします。しかし、一度労使が対立し、争うこととなると、たとえ最終的に和解したとしても、再び職場に復帰することは難しい場合が少なくありません。そういった場合、審判員は退職を前提とした金銭的な和解を当事者に提案します。双方当事者としても、労働審判という、迅速な解決を期待して審理に望んでいますから、多少金銭的に納得がいかない場合でも、和解をするケースが多いといえます。

◇ 今後の課題としては、弁護士費用についてであるといえます。特に解雇問題の場合は、すでに職場を追われ、無収入になっている状態で、勝てるかどうか分からないのに、金銭的なリスクを背負うことはできないといえます。しかし、労働審判は先に述べましたように、事前の証拠や争点の整理が勝敗を決める重要なポイントとなるため、どうしても弁護士に頼らざるを得ない現実があります。そのような場合、弁護士費用は最低でも十～数十万かかるものと思われれます。今後新司法試験により、弁護士の数が増え、費用も下がることも考えられますが、何よりも現場の労使問題にもっとも身近なところにおり、その解決に少なからず尽力している我々社会保険労務士にも、何らかの形でこの労働審判に関与できることを期待したいと思えます。